

『声のラン』～声の「花」を咲かせましょう！

# ごみステーションの設置 場所は変更できるの？

《70歳代女性》

**声②** 自宅前にごみステーションが設置されています。交通量の多い道路沿いにあるため通行人の方などがごみを捨てていきます。ごみは回収日に関係なく出され、また周囲に散らかるので私が清掃していますが、大変迷惑です。ごみステーションの設置場所を変更できませんか？

**答** ごみステーションの設置には条件があります。一つ目は1か所当たりおよそ20世帯の利用者数が見込まれること、二つ目はごみステーションを利用する方や近隣の方、土地所有者の同意を得ることです。この条件を満たしたうえで、町内会や共同住宅の所有者・管理者が市に設置を届け出ます。

ごみステーションを移設するときも新たに設置するときと同様に、近隣の方や土地所有者の同意が必要です。移設が必要であれば、町内会で関係する方と協議し、皆さんの同意を得られた段階で市に届け出をし、移設することになりますので、町内会の方に相談してください。

ごみステーションの維持管理などは、市、町内会や共同住宅の所有者・管理者、利用者の3者が協力して行いますのでご理解願います。

〔廃棄物対策課 廃棄物対策係〕  
☎(23)21110

市の組織には、90種類の課(セクション)があります。(平成22年4月1日現在、派遣職員は所属を除く)皆さんは、市役所がどのような「しごと」をしているのかご存じですか？



警備1課長  
こばやし ひでたつ  
小林 秀辰



警備2課長  
まつむら ただまさ  
松村 忠明

皆さんの安全を守るため出動体制を整えています！

## ◎ 消防署警備1・2課 [消防署]

消防署の警備1課と警備2課は、それぞれ警備係、査察係、指導係の3係で構成され、2交代制で24時間365日、火災や自然災害などの被害を最小限に抑えるための出動体制を整えているほか、消防に関する幅広い業務を行っています。

火災や救助要請などがあったときは3係全体で消防隊や救助隊を編成し出動します。災害に備え日々の訓練も昼夜を問わず行っています。

日常業務は、警備係はおもに消火栓や防火水槽の維持管理、消防車両などの点検整備、訓練計画の企画を行っています。

査察係はおもに、防火の対象となる建物の立入検査とその結果を踏まえた改善指導業務を行っています。

指導係はおもに、防火の対象となる建物や町内会などの消防訓練と防火指導、予防広報活動を行っています。

市民の皆さんの尊い生命・財産を災害から守るため、各自自主防災組織の皆さんと協力し災害のないまちを目標に業務に励んでいます。

【お問い合わせは】  
消防署  
警備1・2課  
☎(23)3062

## 市道の「C経路」って何ですか？

通称「C経路」とは東千歳駐屯地と千歳恵庭演習場間の戦車などの走行に耐えられる構造とした一般車両と戦車などの両方が走行する全国的にも珍しい道路です。以前は国道36号を通るA経路や空港横を通るB経路もありました。昭和37年の第7師団発足後は南28号道路と東7線道路(勇舞川沿い)を通るようになりました。その後、周辺の市街化が進み、第3工業団地内の東4線を通るようになりました。

【詳細】道路建設課 基地周辺道路係 ☎(24)0689



## 【ワンポイントメモ】

アパートやマンションなどの共同住宅では、戸数が6戸以上であれば、その所有者や管理者に家庭ごみの保管場所を設置することが義務付けられています。共同住宅を建設するときはあらかじめ市と協議が必要です。

**案内** 「いまさら、なかなか聞けないわ」ということはありませんか？小さなことでも、正しく理解していただくために、「イマハナ」コーナーでは、皆さんのささやかな疑問にお答えします。